

〔 令和3年3月盛岡市議会定例会
提 出 発 議 案 〕

令和3年3月25日提出

発議案第1号 盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則について

発議案第1号

盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月25日

提出者	盛岡市議会議員	櫻 裕子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木 一夫
"	"	田山 俊悦
"	"	村上 貢一
"	"	浅沼 克人
"	"	加藤 麻衣
"	"	藤澤 由久
"	"	竹田 浩亨
"	"	中村 友也
"	"	池野 直治
"	"	庄子 春伸
"	"	神部 伸也
"	"	鈴木 俊祐

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則

盛岡市議会会議規則（昭和40年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第34条第1項中「第84条」を「第85条」に改める。

第60条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第83条第1項中「用い」を「用いて」に、「請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印を」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第96条中「第92条の2」を「法第92条の2」に改める。

第106条第2項中「第90条第2項」を「第91条第2項」に改める。

別表中「第123条関係」を「第124条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会の欠席に関する規定を整備するとともに、請願者の押印に関する規定を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。